

一般社団法人 薬学教育協議会定款 施行細則第 2 号

役員を選任に関する基本規則

(目的)

第 1 条 この規則は、本法人の定款第 25 条及び第 26 条に基づき、役員(理事及び監事をいう)を選任する手続きを定めるものである。

(理事候補者の選出と定数)

第 2 条 理事候補者は、定款第 5 条に定める大学正会員及び団体正会員の社員代表者並びに学術正会員より選出する。

2 大学正会員は、次の各号において、互選により理事候補者を選出する。

(1) 正会員である国立・公立大学の社員代表者より、2 名以上 3 名以内

(2) 正会員である東日本の私立大学(東ブロック)の社員代表者より、3 名以上 4 名以内

(3) 正会員である西日本の私立大学(西ブロック)の社員代表者より、3 名以上 4 名以内

3 団体正会員はその社員代表者の互選により、5 名以上 6 名以内の理事候補者を選出する。

4 学術正会員より、4 名以上 5 名以内の理事候補者を選出する。

5 理事会は学術正会員の理事候補者を選出することができる。

(理事の選任)

第 3 条 理事の選任の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席する社員総会において、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の決議をするに際しては、選出された理事候補者ごとに行う。理事又は監事の候補者の合計数が第 25 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代表理事、専務理事及び業務執行理事の選任)

第 4 条 代表理事、専務理事、その他業務執行理事は、第 3 条により選任された理事の過半数が出席する理事会において、理事の互選により選定する。

(監事の選出・選任)

第 5 条 監事は、理事会の推薦する候補者の中より、2 名を社員総会において選任する。

2 監事の選任の決議は、第 3 条第 1 項及び第 2 項の規定を準用する。この場合において、この規定中「理事」及び「理事候補者」とあるのは、それぞれ「監事」及び「監事候補者」と読み替える。

(補欠の役員を選任)

第 6 条 役員の数第 2 条第 2 項の各号並びに第 3 項、第 4 項に定める員数、及び第 5 条第 1 項の員数を欠くこととなる時に備えて、予め社員総会で補欠を選任することができる。

2 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

第 7 条 この規則によりがたい場合は、理事会の議を経て総会の承認を得るものとする。

附則 この規則は平成 25 年 6 月 28 日より施行する。

この規則は令和 3 年 6 月 25 日より施行する。

一般社団法人 薬学教育協議会定款 施行細則第 2 号

役員を選任に関する運用規則

(社員名簿の作成)

第 1 条 この法人は、定款第 5 条に掲げる会員の名簿(以下、会員名簿)を、毎年、定時社員総会の 3 週間前までに整備し、事務局に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(定款第 43 条第 2 項、第 54 条参照)

第 2 条 役員を選任に関する基本規則第 2 条第 2 項第 2 号及び第 3 号に定める理事候補者を選出するため、大学正会員である薬学系私立大学(薬科大学・薬学部)を別表 1 に示す東ブロックと西ブロックに分ける。

(理事候補者選出の手続き)

第 3 条 代表理事は、定時社員総会の 14 日前までに、理事候補者の選出に関わる書類(会員名簿、選出方法及び回答締切日時を記載した書類、投票用紙等)を返信用封筒とともに総正会員に送付し、郵送により回答(投票)を依頼するものとする。

2 前項の依頼の際、代表理事は予め理事会の承認を得て、社員代表者の中から選任した開票立会人 2 名の氏名及び所属を総正会員に呈示しなければならない。

3 有効投票は回答締切日の業務終了時までには本法人事務局に到着したものとする。

4 開票立会人は本法人事務局にて開票に立ち会い、基本規則第 2 条第 2 項の各号及び第 3 項の選挙結果と理事候補者名を取りまとめて、代表理事に提出するものとする。

第 4 条 理事は、代表理事によって公示された選挙結果に基づき、社員総会の決議(信任投票)により選任される。

(補欠の選任方法)

第 5 条 補欠の選任方法は次のイまたはロによるものとし、総会でその都度決める。

イ 基本規則第 2 条の各項各号の投票結果に基づき、次点者を補欠とする。なお、得票数が同数の補欠者が選出された場合は、生年月日の遅い者を上位とする。

ロ 辞任・退任した理事(社員代表者)の選出母体が新たに選出する社員代表者を後任の理事とする。

附則 この規則は平成 25 年 6 月 28 日より施行する。

この規則は令和 3 年 1 月 28 日より施行する。

この規則は令和 3 年 6 月 25 日より施行する。

別表1

(東ブロック)

北海道医療大学	北海道科学大学	青森大学	岩手医科大学
東北医科薬科大学	医療創生大学	奥羽大学	国際医療福祉大学
高崎健康福祉大学	城西大学	日本薬科大学	城西国際大学
千葉科学大学	帝京平成大学	北里大学	慶應義塾大学
昭和大学	昭和薬科大学	帝京大学	東京薬科大学
東京理科大学	東邦大学	日本大学	星薬科大学
武蔵野大学	明治薬科大学	横浜薬科大学	湘南医療大学
新潟薬科大学			

以上 29 大学

(西ブロック)

北陸大学	岐阜医療科学大学	愛知学院大学	金城学院大学
名城大学	鈴鹿医療科学大学	京都薬科大学	同志社女子大学
立命館大学	大阪大谷大学	大阪医科薬科大学	近畿大学
摂南大学	神戸学院大学	神戸薬科大学	姫路獨協大学
兵庫医療大学	武庫川女子大学	就実大学	広島国際大学
福山大学	安田女子大学	徳島文理大学	徳島文理大学香川薬学部
松山大学	第一薬科大学	福岡大学	
国際医療福祉大学福岡薬学部		長崎国際大学	崇城大学
九州保健福祉大学			

以上 30 大学(31 校)